

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	障害福祉に関する基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三田市は、障害福祉事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

兵庫県三田市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害福祉に関する事務
②事務の概要	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。</p> <p>【障害児通所支援に関する事務】 児童福祉法に基づき、障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費の支給及び障害福祉サービスの提供に関する事務を行う。 ①障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給申請の受理、給付決定及び通知 ②肢体不自由児通所医療費の支給 ③障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理、支給 ④高額障害児通所給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ⑤負担能力の認定及び費用の徴収 ⑥障害児通所給付決定の変更申請の受理、変更、変更の通知</p> <p>【身体障害者手帳に関する事務】 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳に関する各種事務を行う。 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理やその後の対応に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更、住所の変更等による届出の受理やその後の対応に関する事務 ⑤障害程度の変更等に伴う申請の受理やその後の対応に関する事務</p> <p>【障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務】 身体障害者福祉法および知的障害者福祉法の障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所に関する事務を行う。 ①身体障害者福祉法の障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置及び費用の徴収に関する事務 ②知的障害者福祉法の障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置及び費用の徴収に関する事務</p> <p>【精神障害者保健福祉手帳】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳に関する事務を行う。 ①精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理やその後の対応に関する事務 ②精神障害者保健福祉手帳の更新の申請の受理やその後の対応に関する事務 ③精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ④精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 ⑤氏名の変更、住所の変更等による届出の受理やその後の対応に関する事務 ⑥障害等級の変更申請の受理やその後の対応に関する事務 ⑦精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務</p> <p>【特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当支給に関する事務】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障害児福祉手当、特別障害者手当の支給に関する事務を行う。 ①障害児福祉手当又は特別障害者手当認定請求書の受理、認定、認定結果の通知 ②障害児福祉手当所得状況届又は特別障害者手当所得状況届の受理、内容の審査、審査結果 ③氏名、住所変更届の受理、内容確認、台帳登録 ④障害児福祉手当資格喪失届又は特別障害者手当資格喪失届の受理、喪失通知書の交付 ⑤福祉手当所得状況届の受理、内容の審査、審査結果の通知 ⑥福祉手当資格喪失届の受理、喪失通知書の交付</p> <p>【障害者自立支援給付・地域生活支援事業事務】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給及び地域生活支援事業に関する事務を行う。 ①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ②特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請、支給決定 ③地域相談支援給付費及び特例地域相談支援費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ④計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給 ⑤療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 ⑥補装具費の支給申請の受理、支給決定 ⑦高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理、支給 ⑧他の法令による給付との調整 ⑨自立支援医療費の申請受理、支給認定、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更、支給認定の取消し、支給、審査及び支払 ⑩指定自立支援医療機関の選定 ⑪医療受給者証の交付、再交付、返還請求 ⑫障害支援区分の認定 ⑬地域生活支援事業に関する事務</p>
③システムの名称	1. 障害福祉システム 2. 団体内統合利用番号連携システム 3. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉システム情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）第9条第1項 別表第一 項番8,11,12,14,34,47,84 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第8,11,12,14,25,38,60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）第19条第8号 別表第二 項番9,10,11,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の2,57,79,85,87,106,109,110,116,119 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）第8,9,10,10の2,11の2,12,13の2,19,20,21,22,28,29,30,31,42,43の3の2,44,53,55条の3 【情報照会の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）第19条第8号 別表第二 項番10,11,16,20,25,53,67,68,69,85,108,109,110 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）第9,10,12,14,27,38,55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三田市福祉共生部共生社会推進室 障害福祉課
②所属長の役職名	三田市福祉共生部共生社会推進室 障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市経営管理部行政管理室 総務課 079-559-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三田市福祉共生部共生社会推進室 障害福祉課 079-559-5075

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第19条第7号 別表第二 項番 9,10,11,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の2,57,79,85,87,106,109,110,116,119</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第8,9,10,10の2,11の2,12,13の2,19,20,21,22,28,29,30,31,42,43の3の2,44,53,55条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第19条第7号 別表第二 項番 10,11,16,20,25,53,67,68,69,85,108,109,110</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第9,10,12,14,27,38,55条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第19条第8号 別表第二 項番 9,10,11,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の2,57,79,85,87,106,109,110,116,119</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第8,9,10,10の2,11の2,12,13の2,19,20,21,22,28,29,30,31,42,43の3の2,44,53,55条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第19条第8号 別表第二 項番 10,11,16,20,25,53,67,68,69,85,108,109,110</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第9,10,12,14,27,38,55条</p>	事後	法令改正に伴う変更